

お問い合わせは左記まで
鹿兒島運輸支局 整備課

099126119194

「ご存知ですか？」
検察審査会

検察審査会とは？

選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が、いわば一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査するのを主な仕事とするところです。審査の結果は？

検察審査会で審査した結果、さらに詳しく捜査すべきである（不起訴不当）とか、起訴すべきである（起訴相当）という議決があった場合には、検察官は、この議決を参考にして事件を再検討します。その結果、起訴するのが相当であるとの結論に達したときには、起訴の手続きがとられます。お気軽に検察審査会事務局にご相談ください。

相談や申し立てについての費用は無料で、秘密は守られます。

【問い合わせ先】

鹿屋検察審査会事務局

099414312330

住宅用火災警報器の設置が義務付けられます

消防法の改正により、一般の住宅にも火災の発見や避難に高い効果のある『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられます。

消防署、消防団が火災警報器を訪問販売することはありません。悪質な訪問販売に注意しましょう！

設置場所

寝室に設置します。寝室が2階にある場合は、階段にも設置が必要となります。

警報器の種類
天井、壁取付けタイプがあり、電源式（100V）と電池式があります。

新築住宅
平成18年6月1日から
既存住宅
平成23年5月31日までに設置

【問い合わせ先】
県庁消防保安課
099128612259

住宅金融公庫

ローン返済でお困りの方へ

住宅金融公庫ローン返済でお困りの方（倒産など勤務先の事情により収入が減少した方、家業の不振により収入が減少した方、病气やけがなどにより支出が増加した方など）については、返済月額を軽減できる場合があります。

「返済中の金融機関または住宅金融公庫に、遠慮なくご相談ください。」

【問い合わせ先】

住宅金融公庫南九州支店

096138712000

食中毒注意報発令！

鹿兒島県保健福祉部では、食中毒の発生しやすい気候になったときに、『食中毒注意報』を発令し、県民および食品関係業者に対して、食品取扱上の注意を呼びかけています。

次のことに気をつけて食中毒を防止しましょう。

冷蔵する必要のある食品は、家に持ち帰ったら、すぐに冷蔵庫に入れましょう。

調理前にはよく手洗いをし、生の肉や魚・卵を扱ったまな板、包丁等は十分に消毒しましょう。

加熱して調理する食品は、十分に火を通しましょう。

出来上がった料理は、なるべく早めに食べましょう。

時間の経ち過ぎたものは、口にすることをやめましょう。

食中毒予防の3原則は、菌をつけない、増やさない、やっつけるです。

食品の取扱いには十分注意しましょう。

【問い合わせ先】

志布志保健所 衛生課

099147211021
食品衛生係

きやったもんせ大丸へ!! 06'く'にの松原砂像まつり

トップアーティストがつくる巨大砂像が
あなたに感動を与えます！

日時：平成18年8月19日（土）小雨決行 荒天時は、8月20日（日）開催
9：00～17：00

場所：大丸改善センター前広場

内容：①過去砂の彫刻世界大会で1位になった南さつま市出身のアーティスト茶園勝彦さん制作の砂像の展示のほか、一般・町内の小中学生が制作した砂像の展示。

②砂像制作体験 など

主催：く'にの松原砂像まつり実行委員会

実行委員長・中倉広文 ☎099-476-0467

